

雨竜町地域防災計画

地震災害対策編

令和2年6月

雨竜町防災会議

〔目 次〕

地震災害対策編

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 雨竜町の地形、地質及び社会的現況	3
第5節 雨竜町及びその周辺における地震の発生状況	4
第6節 雨竜町における地震の想定	5
第2章 災害予防計画	7
第1節 住民の心構え	7
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	7
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	10
第4節 防災訓練計画	11
第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備	12
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	12
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	12
第8節 避難体制整備計画	12
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	13
第10節 火災予防計画	13
第11節 危険物等災害予防計画	14
第12節 建築物等災害予防計画	17
第13節 土砂災害予防計画	18
第14節 液状化災害予防計画	18
第15節 積雪・寒冷対策計画	19
第16節 業務継続計画の策定	19
第17節 複合災害に関する計画	19
第3章 災害応急対策計画	20
第1節 応急活動体制	20
第2節 地震情報の伝達計画	21
第3節 災害情報等の収集・伝達計画	25
第4節 災害広報・情報提供計画	25
第5節 避難対策計画	25
第6節 救助救出計画	25
第7節 地震火災等対策計画	25
第8節 災害警備計画	27
第9節 交通応急対策計画	27
第10節 輸送計画	27
第11節 ヘリコプター等活用計画	27
第12節 食料供給計画	27
第13節 給水計画	27
第14節 衣料・生活必需物資供給計画	28
第15節 石油類燃料供給計画	28
第16節 生活関連施設対策計画	28

第 17 節	医療救護計画	28
第 18 節	防疫計画	28
第 19 節	廃棄物処理等計画	28
第 20 節	家庭動物等対策計画	29
第 21 節	文教対策計画	29
第 22 節	住宅対策計画	29
第 23 節	被災建築物安全対策計画	29
第 24 節	被災宅地安全対策計画	29
第 25 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	29
第 26 節	障害物除去計画	29
第 27 節	広域応援・受援計画	30
第 28 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	30
第 29 節	防災ボランティアとの連携計画	30
第 30 節	災害義援金募集及び配分計画	30
第 31 節	災害救助法の適用と実施	30
第 4 章	災害復旧計画	31
第 1 節	災害復旧計画	31
第 2 節	被災者援護計画	31

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、雨竜町（以下「町」という。）の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成されている町防災計画の「地震災害対策編」として、町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、町防災計画「一般災害対策編」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、雨竜町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われる

ように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要なことから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開する。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道、防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需物資等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を断続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

第4節 雨竜町の地形、地質及び社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっており、被害を拡大する社会的災害要因としては、市街地への人口集中、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。なお、町の地形、地質については、一般災害対策編第2章第1節「自然条件」を準用する。

第1 高齢化の進行と要配慮者の増加

本町の人口は、平成27年国勢調査において2,749人で、この内37.8%が高齢者であり、今後高齢化の進行、障がい者等の要配慮者が増加することが考えられ、要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行う等、要配慮者に対する取り組みが重要となる。

第2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

第3 情報化の進展

近年のIT技術の進展を背景として、最新の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、日常生活の中に浸透している。

これらの情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中枢管理機能の都市部への集積を促し、その機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

第4 住民意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯が増加しており、それに伴い住民の地域的連帯感が希薄化している。こうした中で、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や町内会等の助け合いなど、住民の連帯意識の重要性が再認識されている。

第5節 雨竜町及びその周辺における地震の発生状況

第1 雨竜町及びその周辺における地震被害

北海道の太平洋側や日本海東縁部では大きな地震が繰り返し発生しているが、空知総合振興局管内においても、被害をもたらすような陸域の浅い地震が発生している。主な地震としては、1995年（平成7年）には空知地方中部を震源とするマグニチュード5.9の地震があり、最大震度5（当時）を北竜町で観測している。また、2018年（平成30年）9月の「平成30年北海道胆振東部地震」では、北海道で初めて震度7を観測し多くの被害が発生した。この地震の被害の特徴は、震源地周辺で発生した斜面崩壊、震源地から遠く離れた住宅地での液状化による被害、震源地に近い苫東厚真火力発電の被災に伴う全道での全戸停電（ブラックアウト）が発生している。

第6節 雨竜町における地震の想定

第1 基本的な考え方

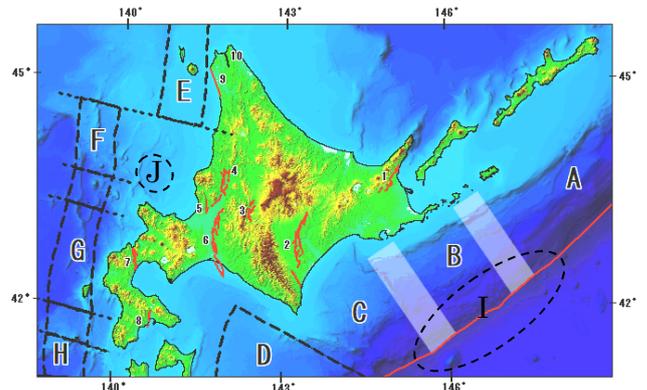
北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の10の海溝型地震（※1）と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての9つの断層帯（※2）を道内で想定される地震としている。

これらの中で町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯による地震」及び「沼田-砂川付近の断層帯による地震」を想定し、地震被害を予測する。

想定される地震	十勝沖の地震	増毛山地東縁断層帯による地震	沼田-砂川付近の断層帯による地震
地震の規模等	マグニチュード：8.1	マグニチュード：7.8	マグニチュード：7.5

（※1）10の海溝型地震

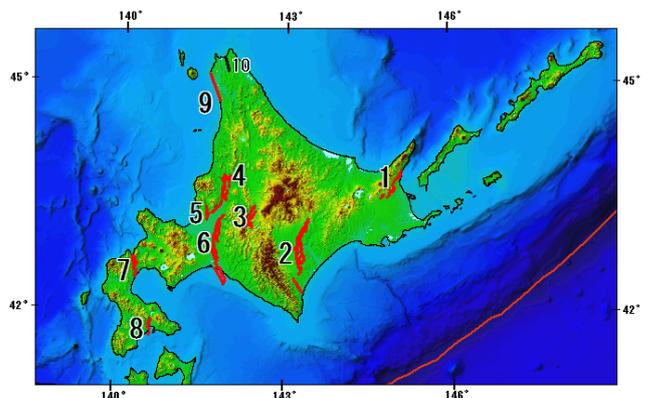
北海道地域防災計画では、10の地震（A 択捉島沖、A 色丹島沖、B 根室沖、C 十勝沖、D 三陸沖北部、E 北海道北西沖、F 積丹半島沖、G 北海道南西沖地震、I 500年間隔地震、J 留萌沖、）を想定している。



（北海道地域防災計画、地震研究調査本部の想定地震位置）

（※2）9つ断層帯

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として9の断層帯（1 標津断層帯、2 十勝平野断層帯、3 富良野断層帯、4 増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯、5 当別断層、6 石狩低地東縁断層帯、7 黒松内低地断層帯、8 函館平野西縁断層帯、9 サロベツ断層帯）で地震を想定している。



（北海道地域防災計画、地震研究調査本部の想定地震位置）

第2 被害の予測

1 地震による被害

想定した3タイプの地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「沼田-砂川付近の断層帯による地震」(町内想定震度7)であり、建物被害では、建築物全体の全壊^{※1}棟数が60棟、半壊^{※1}棟数が135棟を合わせた195棟と想定される。また、人的被害は死者数1人、負傷者数27人を合わせた28人と想定される。なお、被害予測については、北海道防災会議より公表(平成30年2月公表)された、被害想定であり「冬期の早朝5時」において、人的被害が最大となる地震動による被害想定結果となっている。

想定される地震 被害想定	十勝沖の地震	増毛山地東縁断層帯 による地震	沼田-砂川付近の断層帯 による地震
町内の 想定震度	震度6弱	震度7	震度7
建築物の 被害予測	全壊 1棟未満 半壊 1棟未満	全壊 41棟 半壊 109棟	全壊 60棟 半壊 135棟
人的被害	死者 1人未満 負傷者 1人未満	死者 1人未満 負傷者 21人未満	死者 1人未満 負傷者 27人未満

※1全壊：住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のもので。

※2半壊：住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積20%以上70%未満のもので、又は、の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のもので。

第2章 災害予防計画

町は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した「平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）」、平成23年3月の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町は、国及び道と連携し、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。
- 3 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、雨竜町耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 町、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の遵守の指導等に努める。
- 6 町及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 7 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

町は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる防災公園等の整備に努める。

第7 液状化対策

- 1 町及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡及び調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

- 3 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 町は、道が作成した地震防災緊急事業五箇年計画について、その整備を重点的・計画的に進める。

なお、地震防災緊急事業五箇年計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、道地域防災計画及び町防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする計画である。

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、保育園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 砂防設備、森林保安施設、地滑り等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線施設、設備
- (10) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (11) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (12) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関と連携して地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及、啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町は、職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及、啓発の徹底を図る。
- 2 町は、住民に対し次により防災知識の普及、啓発を図るとともに、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及、啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助、救護に関する事項
- コ 避難場所及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報紙、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の普及

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識向上及び地震時における避難、保護の措置等の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害予防責任者が単独又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と地域住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画によるほか、一般災害対策編第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第1 訓練の種別

町は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に次のような訓練を企画し、実施する。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏洩事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救助訓練
- (10) 警備、交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練等

第2 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

実施に当たっては、一般災害対策編第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、道等と連携し、災害時ボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

実施に当たっては、一般災害対策編第4章第4節「相互応援、受援体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の経験を踏まえ、地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

実施に当たっては、一般災害対策編第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所の確保及び整備等に関する計画は、一般災害対策編第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全確保等については、一般災害対策編第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、この計画の定めるところによる。

第1 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、消防機関と連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 集合住宅、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第2 予防査察の強化指導

町は、消防機関と連携し、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、防災機関と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第4 消防計画の整備強化

滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、消防機関と連携し、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導の強化
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策

1 事業者

- (1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (2) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

2 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

3 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

第3 火薬類保安対策

1 事業者

- (1) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

2 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 深川警察署

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。
- (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。
- (3) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

第4 高圧ガス保安対策

1 事業者

- (1) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

2 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保安管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 深川警察署

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

第5 毒物及び劇物災害対策

1 事業者

- (1) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (2) 毒物及び劇物が飛散する等によって不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

2 滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災予防法上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防災管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 滝川警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

第6 放射性物質災害対策

1 事業者

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

2 町、滝川地区広域消防事務組合滝川消防署江竜支署

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査、除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 深川警察署

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等の防御については、この計画の定めるところによる。

第1 建築物の防災対策

1 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

2 既存建築物の耐震化の促進

町は、雨竜町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられるよう、パンフレット等による普及啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努める。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、雨竜町耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

- (1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。
- (2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

4 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

5 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第13節 土砂災害予防計画

地震等に起因する地すべり、がけ崩れ等による災害の予防については、一般災害対策編第4章第18節「土砂災害予防計画」を準用する。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町から浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の人工地盤に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

第3 液状化対策の調査・研究

町は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査及び研究を行う。

第4 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

第5 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査及び研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪、降雪期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べ、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、防災関係機関と連携して積雪、寒冷対策を推進することにより、積雪、寒冷における地震災害の軽減に努める。

実施に当たっては、一般災害対策編第4章第19節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。なお、計画策定に当たっては、一般災害対策編第4章第21節「業務継続計画の策定」を準用する。

第17節 複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとし、この計画の実施に当たっては、一般災害対策編第4章第20節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

町は、道及び防災関係機関との連携の下、地震災害による被害の拡大を防止するため、本章を基本として災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がとれるよう努める。

第1 災害対策組織

町長は、地震災害が発生した場合、一般災害対策編第3章第1節第2「雨竜町災害対策本部」の定めるところにより、本部等を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

第2 職員の動員配備

職員の動員配備については、一般災害対策編第3章第2節「町職員の配備体制」を準用する。

第3 民間団体との協力

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 地震に関する情報

1 地震に関する情報の種類及び内容

地震に関する情報の種類及び内容については、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 ^{※2} (津波警報・注意報を 発表した場合は発表 しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報 ^{※1}	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 ^{※1}	・震度1以上 ^{※2}	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が発表した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

地震情報の種類	発表基準	内 容
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）

※1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表します。

※2 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表します。

2 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区气象台・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

開設資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後約30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間をめどに第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震開設資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月更新）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週刊地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表はしていない。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

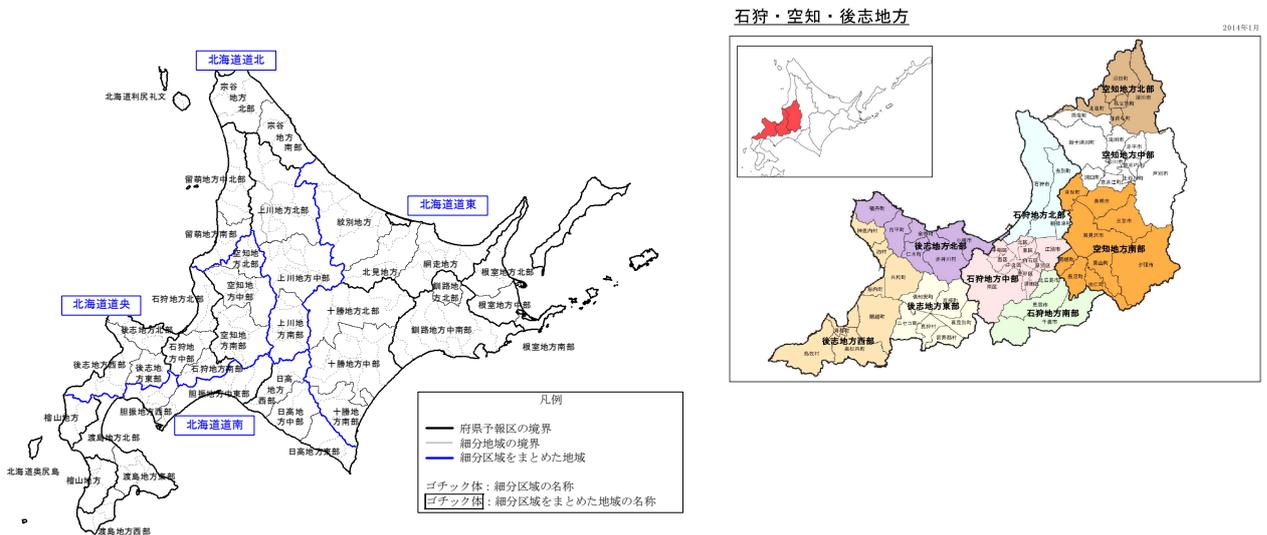
また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

そして、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町に伝達される。

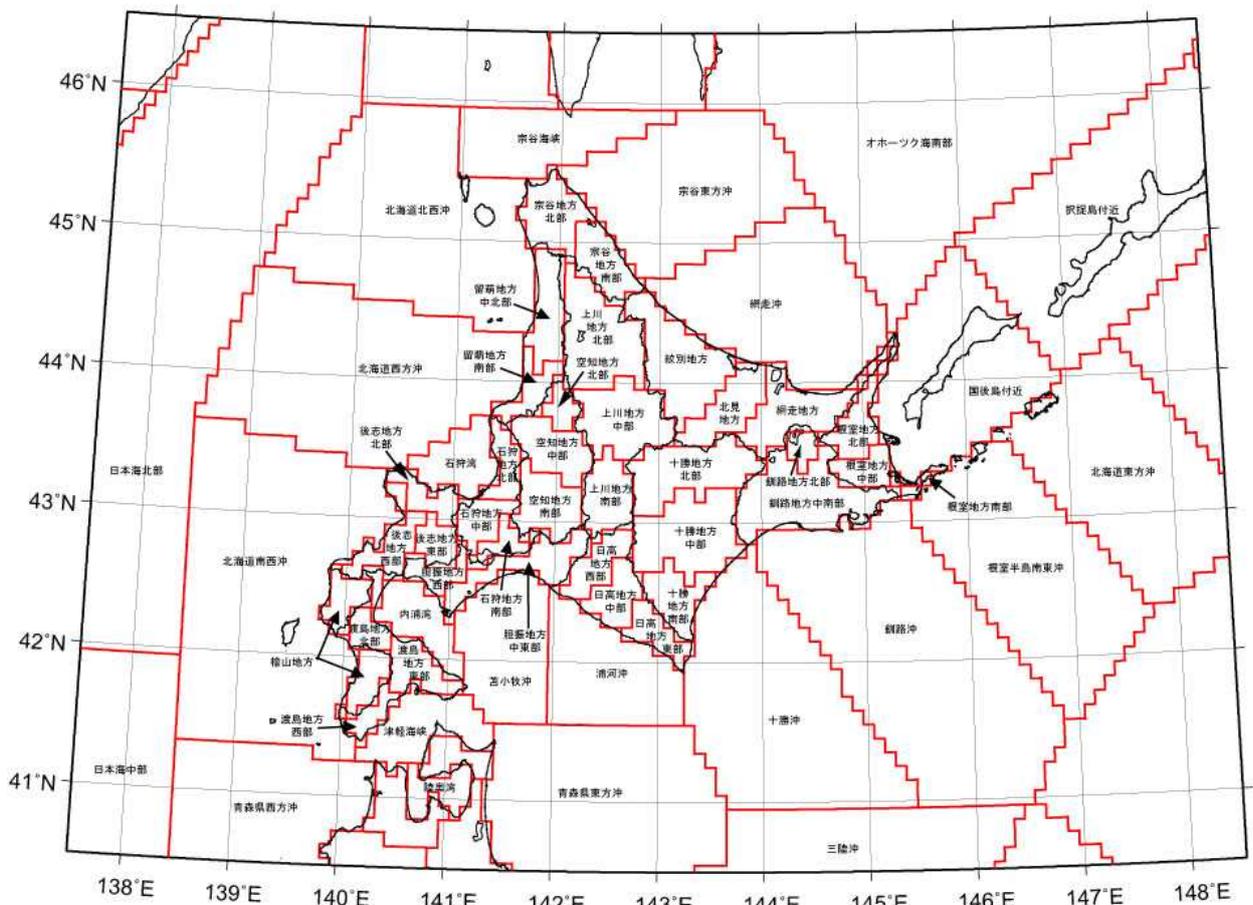
町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、地域住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

第3 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



第4 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

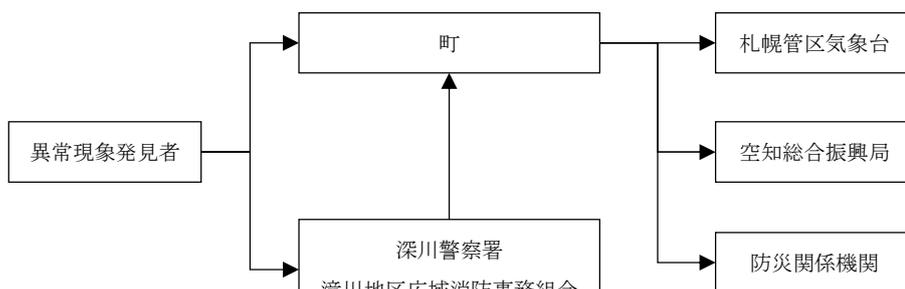
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道知事（空知総合振興局長）及び札幌管区気象台等関係機関に通報する。

1 異常現象

地震に関する事項・・・頻発地震、異常音響及び地変

2 通報系統図



第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集及び伝達についての計画は、一般災害対策編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4節 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、一般災害対策編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、次のとおりとするほか、一般災害対策編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、一般災害対策編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大等の防止に努めるとともに、町における消火活動については、この計画の定めるところによる。

第1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 危険物、ガス、火薬、毒劇物施設等特殊火災危険区域

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 広域消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

地震発生時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う深川警察署が実施する警戒、警備についての計画は、一般災害対策編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、一般災害対策編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

地震の発生において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期するため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助ための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、一般災害対策編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

地震災害時におけるヘリコプター等の活用については、一般災害対策編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、一般災害対策編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、一般災害対策編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与及び物資の供給に関する計画は、一般災害対策編第5章第18節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油類燃料供給計画

地震災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、一般災害対策編第5章第19節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、上下水道施設、電気、通信、ガス施設等の生活に密着した施設が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、一般災害対策編第5章第20節「電力施設災害応急計画」、一般災害対策編第5章第21節「ガス施設災害応急計画」、一般災害対策編第5章第22節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第17節 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、一般災害対策編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、一般災害対策編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理等計画

地震時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、一般災害対策編第5章第32節「廃棄物処理等計画」を準用するほか、住居及びその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、一般災害対策編第5章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第20節 家庭動物等対策計画

地震時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、一般災害対策編第5章第30節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

地震による学校施設の被災により、児童生徒等の安全確保や、通常の教育活動に支障を来した場合は、一般災害対策編第5章第28節「文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

地震災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、一般災害対策編第5章第26節「住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、一般災害対策編第5章第24節「被災建築物安全対策計画」を準用する。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、一般災害対策編第5章第25節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、一般災害対策編第5章第29節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

地震災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合は、一般災害対策編第5章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援、受援対策は、一般災害対策編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

なお、広域応援、受援のうち、広域一時滞在については、一般災害対策編第5章第4節第15「広域一時滞在」を準用する。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請を要求する計画は、一般災害対策編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 防災ボランティアとの連携計画

地震災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体、NPOとの連携については、一般災害対策編第5章第33節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害義援金募集及び配分計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画については、一般災害対策編第5章第36節「災害義援金募集及び配分計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、一般災害対策編第5章第37節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地への復興につなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別な必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画については、一般災害対策編第8章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

被災者援護計画については、一般災害対策編第8章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

第1 融資及び貸付による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は金融措置に関する情報について、迅速に住民に提供するよう努め、道及び防災関係機関と協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

1 実施計画

(1) 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

(3) 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林畜産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫等により融資等の支援を行う。

(4) 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

町は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

(6) その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

2 財政対策

(1) 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

(2) 町、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町及び道等は、その制度の普及促進にも努める。

雨 竜 町 地 域 防 災 計 画

(地 震 対 策 編)

沿革	昭和38年	7月	1日改正
	昭和40年	4月	1日一部修正
	昭和58年	4月	1日一部修正
	平成2年	3月15日	一部修正
	平成13年	3月26日	全部改正
	平成22年	5月18日	全部改正
	平成26年	9月	1日一部修正
	令和2年	6月15日	全部改正

雨竜町地域防災計画
(地震災害対策編)
発行 令和2年6月
編集 雨竜町防災会議